

環境基本計画編

第1章 計画の基本的事項

1.1 計画策定の背景と役割

我が国では、平成5年に「環境基本法」、平成6年に第一次の「環境基本計画」を定め、さらに北海道においても平成8年に「北海道環境基本条例」、平成10年に「北海道環境基本計画」を定め、環境負荷を低減した持続可能な社会を目指し取り組みを進めています。

富良野市では、これらの国、道の施策と連携し、地域としての取り組みを進めるために、環境に対する保全・配慮・創造における基本的な指針として平成13年に「富良野市環境基本条例」を制定しました。

環境基本計画は、「富良野市環境基本条例」で示された基本理念と基本方針を踏まえ、富良野市の目指すべき地域環境の将来像を実現することを目的として、「富良野市環境基本条例」第8条に基づいて策定するものです。

●富良野市環境基本条例 第3条（基本理念）

- 第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営む上で必要とする良好で快適な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として適切に行うものとする。
- 2 環境の保全及び創造は、人と自然との共生を基本として、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築にむけ、すべての者の自主的かつ積極的な取組によって行うものとする。
- 3 地球環境保全は、人類の共通の課題であると共に、市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上で重要であることから、すべての者の日常生活及び事業活動において積極的に推進するものとする。

●富良野市環境基本条例 第7条（基本方針）

- 第7条 市は、基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づく施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。
- (1) 市民の健康が保護され、及び生活環境が保全されるよう大気、水、土壌等を良好な状態に保持すること。
- (2) 人が自然と共生する豊かな環境を実現するため、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図るとともに、森林、農地及び水辺地等における多様な自然環境を保全する。
- (3) 身近な自然環境、個性を活かした都市景観の確保、歴史的文化的環境の形成を図り、潤いと安らぎのある良好な環境を創造すること。
- (4) 環境への負荷の少ない循環型社会を構築し、地球環境に配慮した社会を実現するため、資源及びエネルギーの消費を押さえ、再資源化や廃棄物の減量に努め環境への負荷の少ない社会を構築すること。

●富良野市環境基本条例 第8条（環境基本計画）

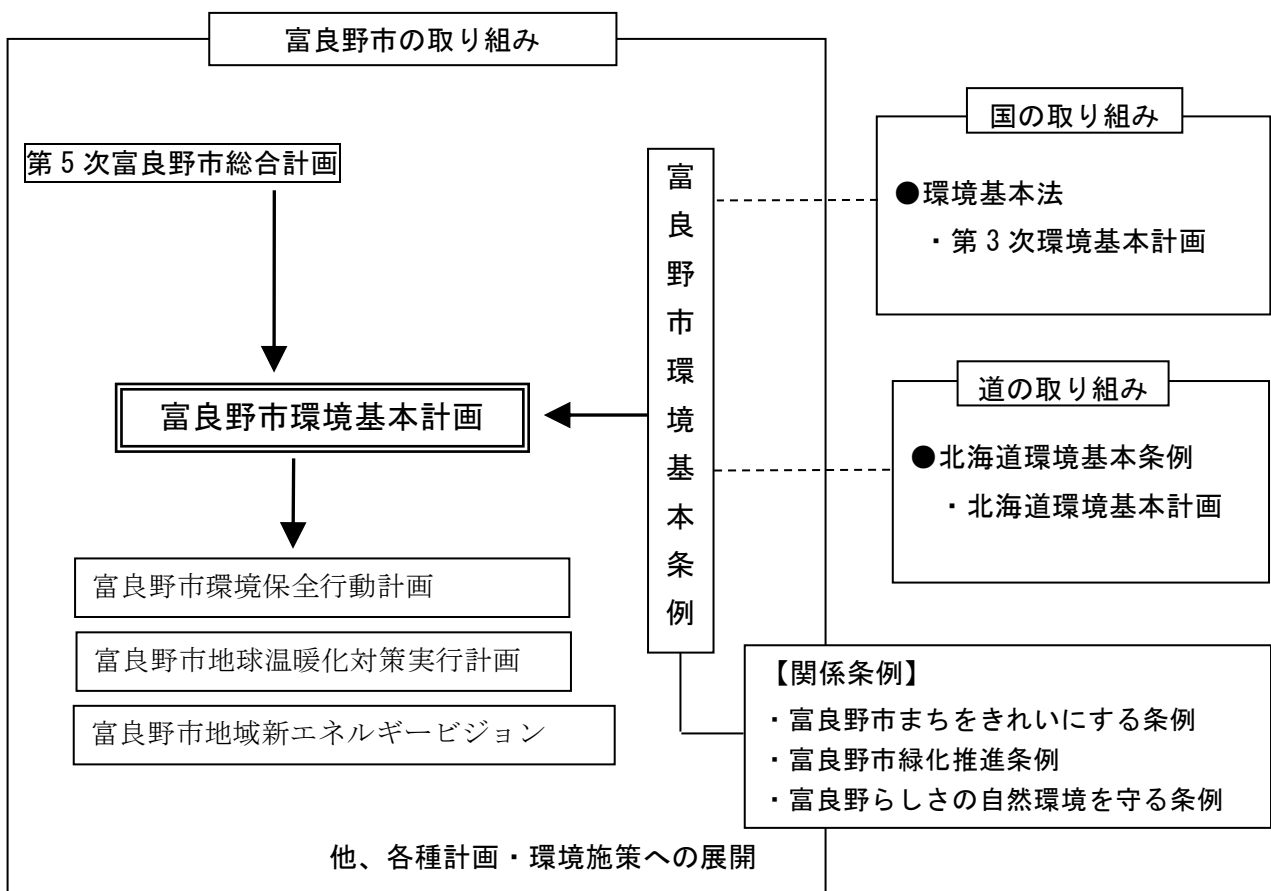
- 第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、富良野市環境基本計画（以下「環境基本計画」という）を策定するものとする。
2. 環境基本計画は、次に掲げる事項について定める。
- (1) 環境の保全及び創造に関する計画目標
- (2) 環境の保全及び創造に関する施策目標
- (3) 環境の保全及び創造に関する重点施策
- (4) 前3号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関し必要な事項
3. 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、富良野市環境審議会の意見を聴かなければならない。
4. 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。
5. 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

1.2 計画の基本的事項

1.2.1 計画の位置づけ

富良野市では、地域社会の発展に向けた総合的な取り組みを推進するため、「富良野市総合計画」を策定しています。

環境基本計画は、この「富良野市総合計画」に示された基本理念や将来像を、環境という側面から実現していくための計画として位置づけられ、総合計画と連携すると同時に、「富良野市地球温暖化対策実行計画」、「富良野市地域新エネルギービジョン」などの環境に関する個別計画の基盤として、富良野市が環境に対して進めていく全ての施策や事業の方針を示すものです。

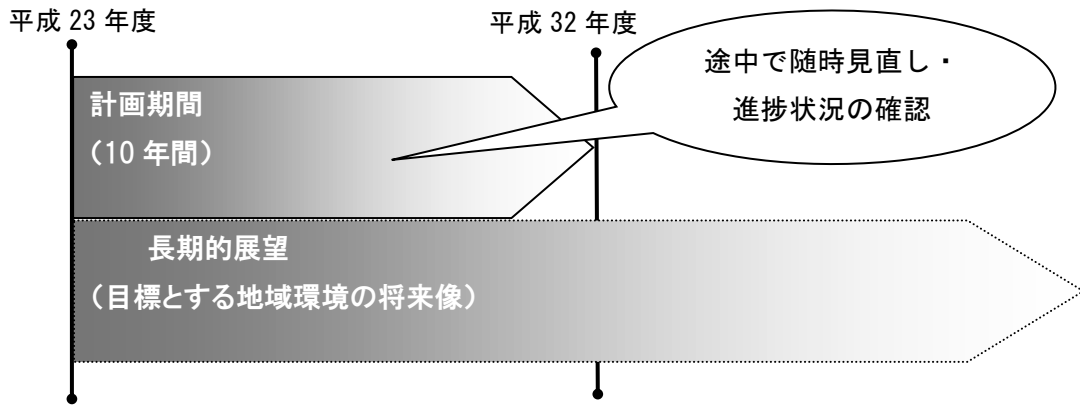


<富良野市環境基本計画の位置づけ>

1.2.2 計画期間と目標年度、対象地域

本計画の期間は平成 23 年度を初年度とし、目標年度を平成 32 年度とします。また、本計画は環境問題の進展や社会情勢の変化、市の環境に対する制度の整備等の進捗を踏まえ、必要に応じて随時見直しを行います。

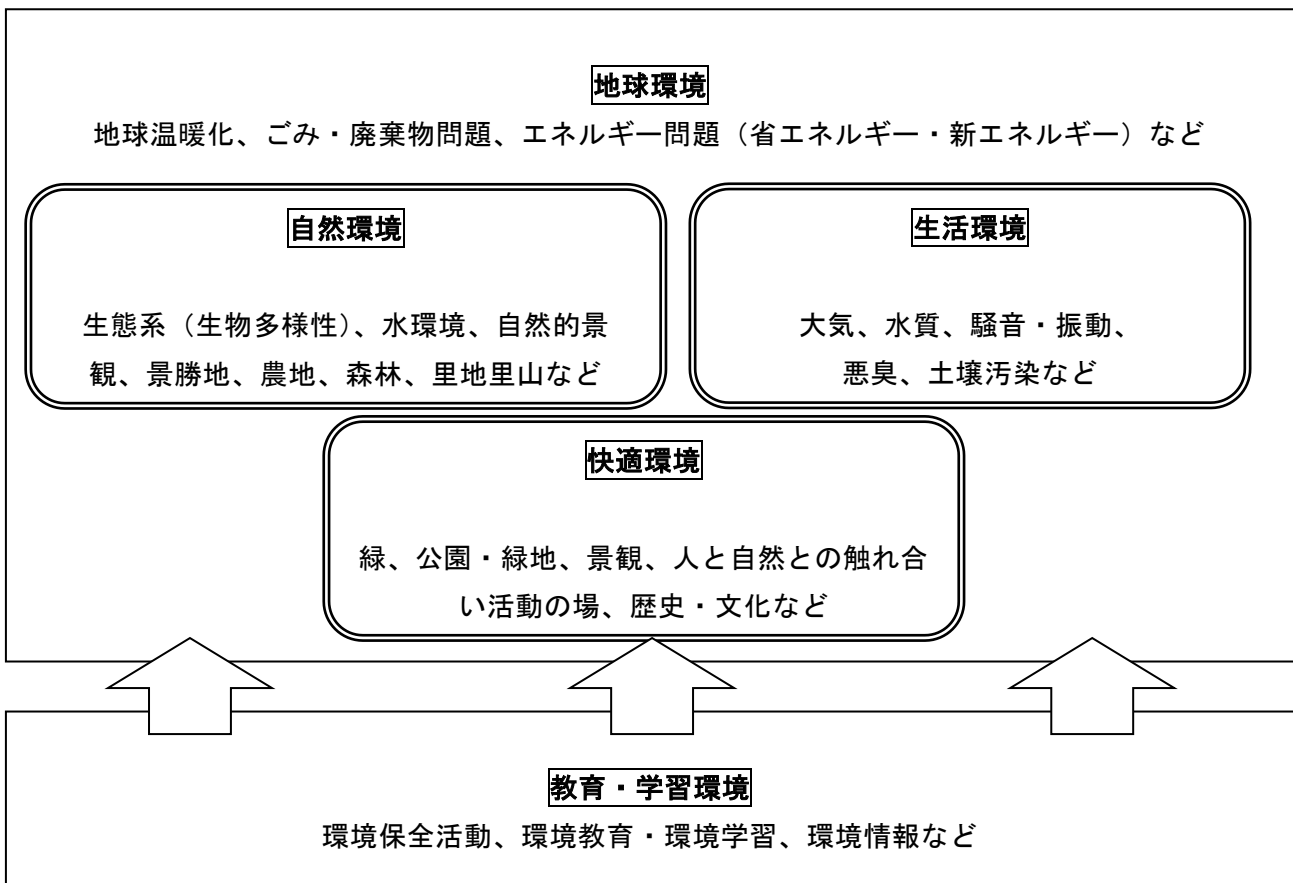
さらに、本計画の対象地域は、富良野市全域とします。



1.2.3 対象となる環境の範囲

本計画では、身近な環境問題から地球温暖化等の地球規模の環境問題までを総合的にとらえていくものとし、自然環境、生活環境、快適環境から地球環境まで幅広く対象の範囲とします。

また、各環境分野の行動に関する教育・学習環境についても対象とします。



1.2.4 計画の主体と役割

様々な環境問題に対応し、持続的な社会を築いていくためには市民・事業者・行政(市)それぞれが環境に対する責任感を持ち、自主的に取り組んでいくとともに、相互の連携と協働が欠かせません。本計画の主体は、富良野市を構成する全ての人・団体(市民・事業者・市・市民団体等)を対象とします。

各主体の責務は、「富良野市環境基本条例」に以下のように定義されています。

【市の責務】(富良野市環境基本条例第4条)

市は、市民の意見を反映して、環境の保全及び創造に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

2. 市は、環境への影響に関わる施策の策定及び実施に当たっては、環境の保全について配慮しなければならない。

【事業者の責務】(同第5条)

事業者は、その事業活動を行うに当たっては、公害の防止や自然環境の適正な保全のため、自らの責任において必要な措置を行うとともに、廃棄物の減量に努めなければならない。

2. 前項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めると共に、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。

【市民の責務】(同第6条)

市民は、その日常生活に伴う資源及びエネルギーの消費等による環境への負荷の低減に努めなければならない。

2. 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めると共に、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。

第2章 環境基本計画のめざすもの

環境基本計画について、市民、事業者、市が共通認識のもと一体となって推進するため、将来を展望した本市における望ましい地域環境の将来像と、それを達成するために取り組むべき施策の方向性を計画目標、施策目標として体系的に示します。

2.1 望ましい地域環境の将来像

環境基本計画の「望ましい地域環境の将来像」は、「富良野市環境基本条例」の基本理念や基本方針を踏まえつつ、「富良野市総合計画」の将来像（めざす姿）を環境面から踏襲することとし、次のとおり設定します。

2.1.1 望ましい地域環境の将来像のねらい（ふらのらしさを求めて）

本市は、雄大な山並みと田園風景が織りなす魅力的な山林・農村景観を有しており、このことが素朴で人情に溢れる人間性を育むと共に、観光客にとっても癒しの里として多くのリピーターを呼んでいます。こうしたふらのの環境は、基幹産業である農業をはじめ、観光等の産業発展にとっても必要不可欠な要素であり、これこそが“ふらのらしさ＝魅力”を支える基盤となっています。

以上のことから、望ましい地域環境の将来像は、変貌を続ける社会に対応しながら、“ふらのらしさ＝魅力”を支える基盤である環境を共に支え、それぞれがその恩恵を享受しあうことで、環境と共生していくことを目指し、各施策を推進します。

<望ましい地域環境の将来像>

安心と希望、協働と活力の大地『ふらの』
～ふらのの魅力を支える環境と共生するまちをめざして～

【将来像の考え方】＜富良野市総合計画基本構想より＞

■自然の恵みと市民の営み

- ・ 広大な北海道の真ん中に位置する富良野市。大雪山系十勝岳と夕張山系芦別岳は、雄大で美しい山並みと盆地を形成し、山裾まで広がる森林は豊富な水と肥沃な大地をつくり、移ろいと彩りの四季は生産性の高い農業と勤勉な市民の生活を育んできました。
- ・ 私たちは、この恵まれた大地が産み出す多様な資源と生産活動の中で有効に活用しながら日々の営みを発展させ、大切な自然環境との共生を実践しながら、未来に託すことのできる郷土をつくる努力を重ねてきました。

■変貌を続ける社会環境

- ・ 近年、私たちの営みを取り巻く環境が大きく変貌してきました。少子高齢化と人口減少が進みつつある社会は、多様な価値観やライフスタイル、個性をお互いに認め合って自己実現をめざしていく社会へと進展し、その一方では、人々とのふれあいが希薄化し孤独な生活が生み出されています。
- ・ また、豊かさを求めてきた産業経済は、地球環境や食料自給率、生活や所得格差、地域間格差の解消といった喫緊の課題を引き起こしています。
- ・ しかし、いつの世も先人が幾多の困難を克服してきたように、この時代を生きる私たちが閉塞感を打ち破り、責任をもって将来への展望を見出し、解決していかなければならない課題です。

■未来につなぐ市民の力

- ・ かけがえのない自然の環境と豊穡の大地を大切に、助け合い、支え合うコミュニティを発展させながら未来につなぐのは、市民一人ひとりの力と地域の力です。
- ・ 将来像として掲げた「安心と希望、協働と活力の大地『ふらの』」は、市民の暮らしを地域と行政がしっかりと支え、そして、富良野の魅力や強みを市民が活かして創造するまちづくりを基本理念に、誰もが住みなれた地域で安心して暮らし、子どもたちの笑顔があふれ、市民の行動が輝くまちを一体となってめざしていこうとするものです。

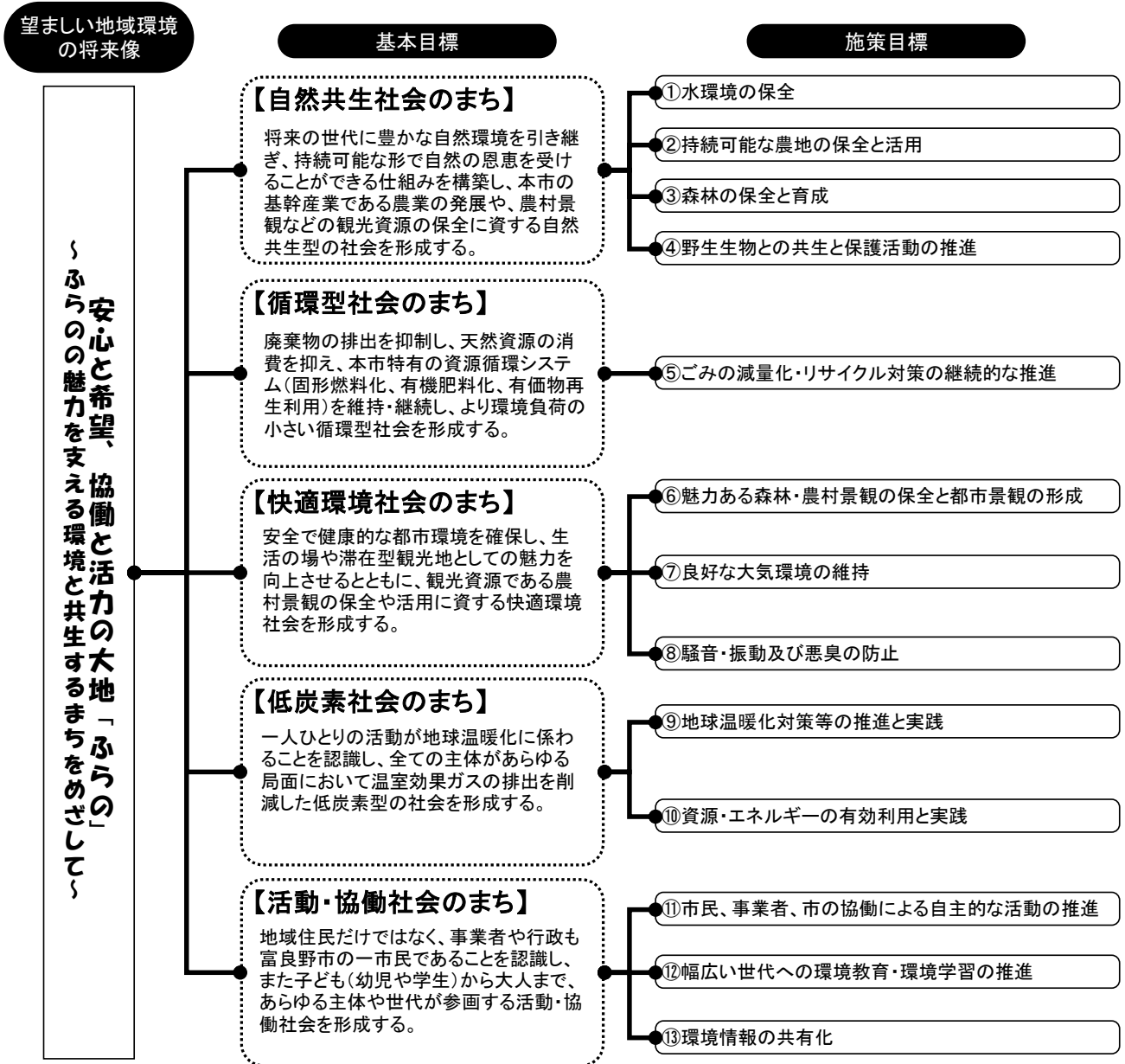
2.1.2 現行計画からの改定のポイント

新しい環境基本計画では、平成 23 年度からスタートする「第 5 次富良野市総合計画」に示された将来像を、環境という側面から実現していくための計画として位置づけられており、現行計画からの改定のポイントは以下のとおりです。

- 富良野の魅力を支える基盤である「環境」、「産業」、「観光」のつながりを強化し、好循環サイクルを構築する施策の展開（重点プロジェクト）
- 富良野の社会的特性（ヒトの力）や自然的特性（自然の力）を活かした地球温暖化や資源・エネルギー問題に対する施策の展開
- 計画を推進するための仕組みづくり（環境指標等を用いた進捗管理、広報等を活用した情報の公開）

2.2 基本目標と施策の体系

本市の環境基本計画の理念である「望ましい地域環境の将来像」を実現するためには、様々な環境課題に取り組んでいく必要があります。そのため、本計画では、5つの基本的な計画目標を掲げ、さらに計画目標を達成するための施策目標に基づき、施策を展開していきます。



<計画目標と施策の体系図>

第3章 富良野市の環境施策と各主体の取組

(環境施策の展開と環境配慮行動指針)

3.1 自然共生社会のまちづくり

～自然共生社会のまちづくり～

①水環境の保全

家庭からの生活排水や工場・事業所からの排水による河川や地下水の水質汚濁を防ぎ、また市内を流れる自然河川を保全・維持することで、本来の河川が備えている水の浄化機能を高め、市民が健やかに暮らし、多くの生物がみられる水環境を目指します。さらに、市内河川は、水道水源等として利用される空知川水系の上流域に位置することを鑑みて、流域全体の保全を進めます。

【施策の内容】

●良好な河川環境の保全と維持

- ・ 市内の自然河川を保全するとともに、市民や事業者等と協力した河川の美化・管理により、良好な河川環境を維持します。

●排水対策の継続的な推進

- ・ 市、市民、事業者が一体となった排水対策を推進し、排水による汚濁負荷を低減します。

●地下水監視体制の維持

- ・ 北海道等と協力し、安全な地下水の確保のため監視体制を維持・継続します。

●水質監視や監視体制の充実

- ・ 河川等の公共用水域の水質を継続的に監視するとともに、監視結果を公表します。

【主体別の取組内容】

市民の取組	事業者の取組	市の取組
<ul style="list-style-type: none"> ● 節水や生活排水（油、合成洗剤等）の汚濁負荷を削減する。 ● 河川の美化・管理活動や植樹活動等の参加に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 工場・事業場の排水対策（農薬の適正使用、浄化槽の設置等）を継続的に推進する。 ● 節水や排水の汚濁負荷低減に努める。 ● 河川の美化・管理活動や植樹活動等の参加に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 自然河川を保全し、必要に応じて自然に配慮した河川改修・整備を進める。 ● 継続的に公共下水道整備を推進し、下水道への接続に対する啓発活動を行う。 ● 工場・事業場に対する継続的な法令遵守の徹底を推進する。 ● 北海道等と協力し、安全な地下水の確保のため監視体制を維持・継続する。 ● 定期的な水質調査（河川等の公共用水域）を実施し監視する。 ● 国、道等の空知川水系の関係機関と協力し、流域全体の水環境保全を推進する。

【環境指標】

環境指標	現状値	目標値
水質環境基準達成率 ^{※1}	100%（6/6 地点 ^{※2} ） （H27 年度）	100% （H32 年度まで毎年度）
水洗化率	95.11% （H26 年度）	95.61% （H32 年度）

※1 環境基準の類型当てはめをしている公共用水域（空知川及び西達布川）の環境基準（BOD）の達成割合

※2 空知川4地点、西達布川2地点

～自然共生社会のまちづくり～

②持続可能な農地の保全と活用

健全で持続可能な農業を発展させることで、生物の生存基盤としての土壌環境を保全するとともに、保水機能や景観形成など様々な機能の維持・向上を目指します。

さらに、本市の基幹産業の一つである農業について、地球温暖化対策や資源・エネルギー対策等を進めることで、環境に配慮した付加価値の高い農業生産活動を推進し、農業の振興を図ります。

【施策の内容】

●持続可能な地力の維持と有機肥料化の推進

- ・ クリーン農業の継続・拡大を推進すると同時に、研究機関等との連携を通して、適切な施肥・農薬使用や土壌流出の防止による持続可能な農地土壌の保全に努めます。
- ・ 農作物残渣の有機肥料化を推進し、廃棄物の発生抑制に努め、資源循環型の農業を構築します。

●市民等との協働による農地環境の保全

- ・ 農地やその周辺的环境保全を図るため、「多面的機能支払事業」などにより、農業従事者の他、水土里ネットふらの（土地改良区）、ふらの農業協同組合、市民等と協働し、地域美化や環境保全の活動を継続・推進します。

●低炭素型の農業生産活動の構築

- ・ 農業生産活動における化石燃料の代替エネルギー利用（木質バイオマスや中小規模水力発電など）を検討し、地球温暖化対策や資源・エネルギー対策等の環境に配慮した付加価値の高い農業生産システムの構築を目指します。

●環境・観光・農業の連携

- ・ 「北のクリーン農作物表示制度」（北海道）、「エコファーマー制度」（農林水産省）等の制度を活用して、消費者に対する安全安心な農作物の提供とPRを推進します。
- ・ 「メイドインフラノ事業」を推進し、1次産業・2次産業・3次産業をつなぐ取り組みを推進します。

【主体別の取組内容】

市民の取組	事業者の取組	市の取組
<ul style="list-style-type: none"> ● 地産地消を心がけ、富良野の農業振興に協力する。 ● 農地や農業資源の持つ多面的機能の維持・発揮のための地域共同活動に積極的に参加する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 農業事業者は、環境保全型農業（クリーン農業）を継続・推進する。 ● 農業事業者は、低炭素型の農業生産活動に対して積極的な協力や検討を進める。 ● 農地や農業資源の持つ多面的機能の維持・発揮のための地域共同活動に積極的に参加する。 ● 農地や農業資源の持つ多面的機能の維持・発揮のための地域共同活動に積極的に参加する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● クリーン農業（土壌診断、施肥の適正使用、農薬や化学肥料の削減）の継続・拡大を推進し、農地土壌を保全する。 ● 農作物残渣の有機肥料化を推進し、資源循環型農業を構築する。 ● 多面的機能支払事業を活用し地域の環境保全活動を支援する。 ● ハウス栽培等の重油代替エネルギーとして、木質バイオマスの利用を検討・推進する。 ● 農業用水を活用した中小規模水力発電の導入を検討・推進する。 ● 安全安心な農作物、クリーン農業、地産地消の取組の支援を行い、消費者（市民、観光客等）へのPRを推進する。

【環境指標】

環境指標	現状値	目標値
市内のJGAP（農業生産工程管理）認定件数	5 農場 (H25 年度)	10 農場 (H30 年度)
食の安全安心等に関する研修会受講者数	117 人 (H26 年度)	150 人 (H32 年度)

■クリーン農業（北のクリーン農作物表示制度）

北海道全体で取り組んできた「クリーン農業」を土台として、農薬や化学肥料の使用を削減して生産することを目的に道立農業試験場等により開発・改良された「クリーン農業技術」を導入して、技術導入前に比べて農薬や化学肥料の投入量を削減して生産された、よりクリーンな農産物について、その栽培方法などを分かり易く表示することにより、道産農産物の優れた点をアピールする制度です。

■多面的機能支払事業（旧農地・水・環境保全向上対策）

農地・農業用水等の保全・管理のための地域ぐるみの活動を支援する制度で、平成 27 年 4 月から「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき実施しています。活動地域は農振農用地区域内が原則で、活動組織に対して補助金が交付されます。

■エコファーマー制度

農業従事者が堆肥などにより土づくり、有機肥料の使用（化学肥料の削減）、農薬使用の削減に関する環境にやさしい農業の「導入計画」を作成し、認定を受ける制度のことです。

■GAP（農業生産工程管理）とJGAP

農業生産工程管理（GAP : Good Agricultural Practice）とは、農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動のことです。

また、JGAP とは農場や JA 等の生産者団体が活用する農場・団体管理の基準であり、認証制度です。農林水産省が導入を推奨する農業生産工程管理手法の 1 つです。

■メイドインフラノ推進事業

1 次・2 次・3 次産業それぞれの分野で、地元農産品を活用するメイドインフラノ事業に取り組んでいきます。

～自然共生社会のまちづくり～

③森林の保全と育成

本市は、市総面積の約70%が森林を占め、森林面積の所有別内訳は、国有林34%、民有林のうち東京大学演習林53%、その他民有林13%で構成されています。

森林は、水源かん養、水質の浄化、自然災害の防止、土壌保全、野生生物の生息地、木材等の物質生産などの多様な機能を有しており、特に本市の基幹産業である農業や観光業と深い関わりのある森林の保水機能や景観形成機能を保全するとともに、地球温暖化の緩和機能（二酸化炭素の吸収・固定機能）を高めるための育成を進めます。

【施策の内容】

●総合的な森林の整備及び保全の推進

- ・ 「富良野市森林整備計画書」に基づき、重視すべき機能に応じた森林の区分（水土保全林、森林と人との共生林、資源の循環利用林）を行い、多様な森林の整備及び保全を推進します。
- ・ 北海道や森林組合と協力して、森林施業の共同化・合理化、担い手の育成・確保を促進し、安定的な林業経営を推進します。
- ・ 森林荒廃地やアスベスト鉱山跡地の緑化を推進し、水源かん養、水質浄化等の森林機能の向上を図ります。

●多様な主体や観光と連携した森づくりの推進

- ・ 市民、環境団体、民間企業との協働による森づくりを進めるとともに、植樹・育林活動と環境をテーマとした体験学習等を推進します。

【主体別の取組内容】

市民の取組	事業者の取組	市の取組
<ul style="list-style-type: none"> ● 市内で実施される植樹・育林活動等に積極的に参加する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 市内で実施される植樹・育林活動等に積極的に参加する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「富良野市森林整備計画書」に基づき、多様な森林の整備及び保全を推進する。 ● 森林施業の共同化・合理化、担い手の育成・確保を促進し、安定的な林業経営を推進する。 ● 森林荒廃地やアスベスト鉱山跡地の緑化を推進する。 ● 市民、環境団体、民間企業との協働による森づくりを進めるとともに、植樹・育林活動と環境をテーマとした体験学習等を推進する。

【環境指標】

環境指標	現状値	目標値
市有林面積	834ha (H26 年度)	840ha (H32 年度)

～自然共生社会のまちづくり～

④野生生物との共生と保護活動の推進

本市は、広大な森林、河川など野生生物が生息・生育する自然環境に恵まれており、貴重な動植物の保護・保全活動を推進するとともに、農林業に対するエゾシカ、ヒグマ等の鳥獣被害や、外来生物による生態系への影響に対処し、人と野生生物が共生できるまちを目指します。

【施策の内容】

●野生鳥獣被害対策の促進

- ・ 「富良野市鳥獣被害防止計画」等に基づき防除事業の継続的な推進と、国や北海道、猟友会と連携した総合的な野生鳥獣被害対策を促進します。

●外来生物問題の普及啓発活動の推進

- ・ 特定外来生物（アライグマ、セイヨウオオマルハナバチ等）による生態系、人的・農林業への被害や、生態系や景観を損なう外来植物の繁茂等の各種問題について、市民、事業者への情報提供や啓発活動を推進します。

●自然保護活動や啓発活動の充実

- ・ 市内の自然保護活動や啓発活動においては、多様な主体（市民、環境団体、市外在住者や観光客）の参加を推進し、人材の育成と活動の充実を図ります。

【主体別の取組内容】

市民の取組	事業者の取組	市の取組
<ul style="list-style-type: none"> ● 鳥獣被害や外来生物問題に対する理解を深め、外来生物を飼育するときは適正な管理を行う。 ● 地域の野生生物や生態系の保全活動や自然観察会に参加・協力する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 鳥獣被害や外来生物問題に対する理解を深め、生態系に配慮した事業活動を行う。 ● 地域の野生生物や生態系の保全活動や自然観察会に参加・協力する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「鳥獣被害防止計画」に基づき防除事業を継続的に推進する。 ● 鳥獣被害や外来生物問題に関する情報を収集し、市民、事業者に対する啓発を行う。 ● 市内の自然保護活動や啓発活動（太陽の里ふれあいの森でのヘイケボタルが生息できる環境づくり、夕張・芦別山系のナキウサギ個体群保全活動、自然観察会など）のPRや人材育成を推進する。 ● 自然環境団体やNPO等と連携した野生生物保全活動を推進する。

【環境指標】

環境指標	現状値	目標値
農業活動における野生鳥獣被害面積 ^{※3}	339ha (H26年度)	237ha (H30年度)
農業活動における野生鳥獣被害額 ^{※3}	81,579千円 (H26年度)	57,104千円 (H30年度)

※3 富良野市鳥獣被害防止計画より

■「太陽の里ふれあいの森」におけるヘイケボタルが生息できる環境づくり

「太陽の里ふれあいの森」は、国有林において国民参加の森林づくりを推進する仕組み（遊々の森）を活用して、上川南部森林管理署と2002年12月に協定を結び、芦別岳の麓にあり、勇振川沿いにある野外体験活動施設「太陽の里キャンプ場」の周囲、51haにひろがる水と緑があふれる森です。太陽の里ふれあいの森では、森林の利用（森に触れて、遊ぶ）を通じた子どもたちの人格形成や、幅広い知識の習得を行う場として利用されています。

また富良野市生涯学習センターが体験学習を行う野外フィールドの一つにもなっており、敷地内ではヘイケボタルが生息できる環境づくりが進められています。

<http://furano.sub.jp/modules/news/index.php?storytopic=19/>

■ナキウサギの鳴く里づくりプロジェクト協議会

「ナキウサギの鳴く里づくりプロジェクト協議会」は平成19年度に富良野市博物館を事務局として結成され、夕張山地に生息するエゾナキウサギ個体群を象徴として富良野市域並びに富良野地方のエゾナキウサギに関する調査、教育普及、保全の推進を目的としています。

これまでエゾナキウサギ生息地での観察会や講演会、人と野生生物の関わりをメインテーマとするシンポジウムを開催しています。

<http://furano.sub.jp/modules/news/index.php?storytopic=23/>

■自然観察会（富良野の自然に親しむ集い）

「富良野の自然に親しむ集い」は、富良野市博物館と富良野の自然に親しむ会が共催し、市内の鳥沼公園、東大演習林、朝日ヶ丘公園などで、地域の自然を学ぶ観察会です。一年間に4～5回程度開催しています。

■東大演習林の公開事業

東大演習林（正式名称：国立大学法人東京大学大学院農学生命科学研究科附属演習林北海道演習林）では、広く一般市民を対象とした公開事業として、「市民公開セミナー」、「大麓山ハイキング登山会」などを定期的で開催しています。

<http://www.uf.a.u-tokyo.ac.jp/hokuen/index.html>

■山川草木を育てる集い（富良野本部）

「山川草木を育てる集い」は、身近な自然を大切にしている意識の醸成や緑化の推進のため長年にわたりボランティア活動を行っている市民グループで、空知川河畔への植樹や観察会などを実施しています。

3.2 循環型社会のまちづくり

～循環型社会のまちづくり～

⑤ごみの減量化・リサイクル対策の継続的な推進

これからの少子高齢化や人口減少が進む社会の変遷に対応しながら、現在の廃棄物処理・資源循環システム（材質に応じた適切な資源化处理）を維持・継承し、さらなるごみの減量や資源の節約を実践するとともに、不法投棄やポイ捨て対策を進め、質の高い循環型社会のまちを目指します。

【施策の内容】

●ごみ減量化やリサイクル対策の継続的な推進

- ・ ごみの減量化やリサイクルに対する普及啓発活動を継続的に推進し、さらなる「ごみゼロ」に対する市民・事業者意識の高揚に努めます。

●廃棄物処理・資源循環システムの維持

- ・ 市民、事業者に対するごみ分別の徹底を継続的に推進し、現在の廃棄物処理・資源循環システム（固形燃料化、有機肥料化等）の維持による高い資源化率を継続します。
- ・ 市内でのバイオ燃料利用など近年の技術革新を取り入れた新たな廃棄物循環システムの検討を進めます。

【主体別の取組内容】

市民の取組	事業者の取組	市の取組
<ul style="list-style-type: none"> ● 現在取り組んでいるごみの減量や分別を継続して実践し、さらなる減量化に努める。 ● ごみ減量等の市内の環境活動（ふらの eco・ひいきカード、レジ袋削減協定）に積極的に参加する。 ● 製品の長期利用（修理や交換）、リサイクル製品の利用、グリーン購入（環境ラベル商品）を優先する。 ● 無包装又は簡易包装の商品購入を優先する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業活動に伴う廃棄物の排出抑制、リサイクルを徹底する。 ● 消費者のごみ削減やリサイクルに資する取組（レジ袋削減、簡易包装等）を実践する。 ● ごみ減量等の市内の環境活動（ふらの eco・ひいきカード、レジ袋削減協定）に積極的に参加する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● ごみ減量化等に関する普及啓発活動（ごみ分別説明会、広報、フェア・環境展、レジ袋削減等）を継続的に実施する。 ● 現在の廃棄物処理・資源循環システム（固形燃料化、有機肥料化等）の維持による高い資源化率を継続する。 ● 市内でのバイオ燃料利用など近年の技術革新を取り入れた新たな廃棄物循環システムの検討を進める。 ● ごみ削減やリサイクルの成果や効果を分かりやすく市民に公表し、さらなる取組を推進する。

【環境指標】

環境指標	現状値	目標値
1人1日当たりのごみ排出量	881g/人・日 (H26年度)	829g/人・日 (H32年度)
ごみの再資源化処理率※4	91% (H26年度)	95% (H32年度)

※4 再資源化処理率：廃棄物収集量に対する資源化量（固形燃料、有機肥料、有価物再生利用量）が占める割合を示す。

■ふらの eco・ひいきカード

「ふらの eco・ひいきカード」は、省エネ製品・サービスの購入・利用または省エネ行動に伴いポイントがたまり、そのポイントを商品購入などに活用できるエコポイントを付与し、獲得したエコポイントの価値を還元するシステムで、ごみ削減や温室効果ガス削減を目指し、平成20年6月からスタートしています。

詳しくは、下記「ふらの eco・ひいきカード会」構成団体事務局までお問合せください。

構成団体：ふらの市民環境会議、富良野商工会議所、山部商工会、ふらの観光協会、富良野市（商工観光課）

■レジ袋削減協定

平成20年10月より、市内大型店舗の3事業者と富良野消費者協会及び富良野市は、ごみ減量化やリサイクル活動に取組み、地球温暖化防止及び循環型社会の構築に向け、市民、事業者、行政の協働による「環境にやさしいまちふらの」の確立の一環として、マイバック持参、レジ袋削減の取組みを推進することを目的として協定を締結し推進しています。

3.3 快適環境社会のまちづくり

～快適環境社会のまちづくり～

⑥ 魅力ある森林・農村景観の保全と都市景観の形成

雄大で美しい大雪山系十勝岳連峰と夕張山地の山並みや、農業の営みの中で維持されてきた農村景観を保全するとともに、その景観と調和した美しい街並みと緑豊かな生活空間を有する都市景観を形成し、環境・観光資源としての魅力的な景観づくりを目指します。

【施策の内容】

●総合的な景観行政の推進

- ・ 「景観法」に基づき富良野の自然、歴史、文化等の人々の生活、経済活動との調和により形成される景観の保全・創出に関する総合的な景観行政を推進します。

●農業振興の推進による農村景観の保全

- ・ 農業の担い手や組織の育成、農業や観光業が連携した体験型観光、地産地消の促進などによって農業経営の安定化・富良野ブランドの確立を図り、農業振興を推進し、環境観光資源としての農村景観を保全します（施策内容の詳細は、「②持続可能な農地の保全と活用」を参照）。

●快適な都市景観の形成

- ・ 市民、事業者、観光客等の環境美化意識を高め、全ての主体が地域の景観形成に参加・協力頂けるよう取り組むとともに、人口減少・高齢化社会に対応した都市景観づくりを推進します。

●不法投棄・ポイ捨て対策の推進

- ・ 関係機関（上川総合振興局、管内市町村）、警察、市民などと連携を図り、不法投棄の監視体制を強化するとともに、不法投棄者に対しては厳格に対処します。

【主体別の取組内容】

市民の取組	事業者の取組	市の取組
<ul style="list-style-type: none"> ● タバコやごみのポイ捨てをしない。 ● 公園や街路等の公共施設の美化や景観形成に協力する。 ● 地域社会を担う一員として、都市の景観づくりの活動や取組（環境美化や環境マナー、緑化、維持管理）に積極的に参加・協力する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 屋外広告物、事業所内の緑化や周辺の清掃など地域の景観に配慮した事業活動に努める。 ● 地域社会を担う一員として、都市の景観づくりの活動や取組（環境美化や環境マナー、緑化、維持管理）に積極的に参加・協力する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「景観法」に基づく景観条例の制定や景観計画の策定を検討し、富良野の自然的条件や社会的条件と調和した景観づくりを推進する。 ● 耕作放棄地の再生利用を推進し、農村景観の保全を図る。 ● 環境美化に対する市民、事業者、観光客の意識啓発を図るとともに、美化運動を支援する。 ● 公園緑地や街路等の公共施設の長寿命化やユニバーサルデザイン化を進め、安全安心で地域住民に潤いとゆとりを提供する都市空間の形成を推進する。 ● 関係機関（上川総合振興局、管内市町村）、警察、市民などと連携を図り、不法投棄の監視体制を強化する。

【環境指標】

環境指標	現状値	目標値
春秋の環境美化運動の参加団体数	146 団体 (H26 年度)	200 団体 (H32 年度)
公園施設修繕数	7 公園 (H26 年度)	32 公園 (H32 年度)

～快適環境社会のまちづくり～

⑦ 良好な大気環境の維持

本市は、清浄な空気を生み出す豊かな自然に恵まれ、且つ大気汚染の発生源（工場・事業場、自動車等）も少ないことから、現状の大気環境に関する施策を継続的に推進し、良好な大気環境を維持します。

【施策の内容】

● 事業活動に対する継続的・日常的な対策の推進

- ・ 関係法令に基づき、工場、事業場等で生じる日常的な問題への対応や地域住民との良好な関係づくりの支援を進めるとともに、より良い大気環境づくりの啓発に努めます。

● 大気（アスベスト：石綿）監視の実施

- ・ 市内にはアスベスト（石綿）鉱山跡地があることを鑑みて、大気質（アスベスト）の状況を継続的に監視すると共に、監視結果を公表します。

【主体別の取組内容】

市民の取組	事業者の取組	市の取組
<ul style="list-style-type: none"> ● 近距離移動は、徒歩や自転車を利用し、車に依存しない生活を実践する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 工場・事業場の大気汚染対策を継続的に推進する。 ● 日常的に地域社会との積極的な交流と配慮に努め、無用な苦情やトラブルを回避する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 歩行者や自転車利用者が安全で安心して通行できるまちづくりを計画的に推進する。 ● 工場・事業場に対する継続的な法令遵守の徹底を推進する。 ● 相談・苦情など日常的問題に対する対応や地域住民との良好な関係づくりの支援を進める。 ● 定期的な大気質調査（アスベスト）を実施し監視する。

【環境指標】

環境指標	現状値	目標値
大気環境基準達成率※ ⁵	100% (H27年度)	100% (H32年度まで毎年度)

※5 大気環境測定におけるアスベスト（石綿）濃度の基準達成割合

～快適環境社会のまちづくり～

⑧騒音・振動及び悪臭の防止

工場や事業場、建設作業等による騒音や振動、悪臭の対策を継続的に推進するとともに、近隣騒音等の日常生活の営みから発生する問題の低減を図ることで、静かで快適な暮らしやすいまちを目指します。

【施策の内容】

●近隣公害や未規制地域に対する対策の推進

- ・ 近隣公害（生活に密着した住まいや生活環境をめぐる近所同士のトラブル）や関係法令に基づく規制地域外の問題に対する相談・苦情窓口を設け日常的な問題に対する対応や地域マナーづくりの支援を進め、地域社会の向上を図ります。

●事業活動に対する継続的・日常的な対策の推進

- ・ 関係法令に基づき、工場、事業場等で生じる日常的な問題への対応や地域住民との良好な関係づくりの支援を進めるとともに、より良い生活環境づくりの啓発に努めます。

【主体別の取組内容】

市民の取組	事業者の取組	市の取組
<ul style="list-style-type: none"> ● 近隣や地域社会に配慮した生活（深夜騒音やごみ悪臭など）を心掛ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 工場・事業場の騒音、振動及び悪臭対策を継続的に推進する。 ● 日常的に地域社会との積極的な交流と配慮（工事や作業時間帯、工事車両の運行経路等）に努め、無用な苦情やトラブルを回避する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 工場・事業場に対する継続的な法令遵守の徹底を推進する。 ● 相談・苦情など日常的な問題に対する対応や地域住民との良好な関係づくりの支援を進める。 ● 歩行者や自転車利用者が安全で安心して通行できるまちづくりを計画的に推進する。

【環境指標】

環境指標	現状値	目標値
騒音に関する環境基準達成率※ ⁶	100% (H27年度)	100% (H32年度まで毎年度)

※6 自動車騒音常時監視における環境基準達成の割合

3.4 低炭素社会のまちづくり

～低炭素社会のまちづくり～

⑨地球温暖化対策等の推進と実践

地球温暖化とその主要要因である温室効果ガス排出量の増大は、大気汚染や酸性雨、オゾン層破壊にも係わる現在の国際社会の主要な環境問題です。本市では地域の自然的・社会的特性を活かし、化石燃料の代替エネルギーの導入、木質バイオマスの利用、吸収源対策など多角的にこの問題に取り組んでいきます。

【施策の内容】

●計画的な地球温暖化対策の推進

- ・ 「富良野市地球温暖化対策実行計画」に基づき、市民、事業者、市の全ての主体が協働のもと計画的に温室効果ガス排出量を削減し、削減目標の達成を推進します。

●富良野市の特性を活かした地球温暖化対策の推進

- ・ 温室効果ガスの排出量が増加している民生家庭部門を中心として、ライフスタイルの転換による排出抑制や、地域の自然的・社会的特性を活かした再生可能エネルギー（木質バイオマス、太陽光・熱、水力など）の利用を推進します。
- ・ 森林や緑地が持つ二酸化炭素の吸収・固定機能を高めるために、森林の計画的な施業・管理を行うとともに、都市公園、道路緑地等の都市緑化の整備や管理を推進します。

●進捗状況の点検と情報の公表

- ・ 市、市民、事業者が地球温暖化に関する情報を共有するため、国内外の先進事例や、市内の温室効果ガス排出量の定期的な把握を行い、対策の進捗状況を点検するとともに、その結果を公表します。

【主体別の取組内容】

市民の取組	事業者の取組	市の取組
<ul style="list-style-type: none"> ●生活習慣の見直し(近距離移動における徒歩や自転車の利用)や省エネ行動(エコドライブ、節電、暖房温度)を実践し、ライフスタイルの転換を図る。 ●家庭での木質ペレット暖房、太陽エネルギー利用等、再生可能エネルギーの導入を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ●事業活動の見直しや省エネ行動を実践し、ワークスタイルの転換を図る。 ●事業活動における再生可能エネルギー(木質バイオマス、太陽光・熱、水力など)の導入を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ●「富良野市地球温暖化対策実行計画」に基づき、計画的に温室効果ガス排出量を削減し、削減目標の達成を推進する。 ●先進事例や温室効果ガス排出量の定期的な把握を行い、対策の進捗状況を点検するとともに、その結果を公表する。

【環境指標】

環境指標	現状値	目標値
富良野市全体でのCO2排出量 ^{※7} (2005年(H17年)に対する削減割合)	248千t-CO2 (H17年度)	204千t-CO2 (▲17.5%) (H32年度)
1人あたりのCO2排出量 (2005年(H17年)に対する削減割合)	9.9t-CO2 (H17年度)	9.5t-CO2 (H32年度)

※7 削減目標は北海道地球温暖化対策推進計画に準じて設定

詳細な地球温暖化対策に関する施策の内容は、「富良野市地球温暖化対策実行計画」に示します。

～低炭素社会のまちづくり～

⑩資源・エネルギーの有効利用と実践

将来的に枯渇の危機が懸念される化石燃料（石油や石炭、天然ガスなど）への依存や地球温暖化への影響を低減した低炭素社会を実現していくため、有限な資源・エネルギーの有効利用を進めるとともに、再生可能なエネルギー利用への転換を目指します。

【施策の内容】

●省エネルギー行動の更なる実践

- ・ 市民、事業者、市等が一体となって、生活習慣や事業活動を見直し、省エネ行動を実践し、ライフスタイルやワークスタイルの転換を図ります。

●計画的な再生可能エネルギー利用の推進

- ・ 「富良野市地域新エネルギービジョン」等に基づき、地域の自然的・社会的特性を活かした再生可能エネルギー（木質バイオマス、太陽光・熱、水力など）の利用を推進するため、補助制度やモデル事業（公共施設）の導入によって普及啓発を図ります。

【主体別の取組内容】

市民の取組	事業者の取組	市の取組
<ul style="list-style-type: none"> ●生活習慣の見直し(近距離移動における徒歩や自転車の利用)や省エネ行動(エコドライブ、節電、暖房温度)を実践し、ライフスタイルの転換を図る。 ●家庭での木質ペレット暖房、太陽エネルギー利用等、再生可能エネルギーの導入を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ●事業活動の見直しや省エネ行動を実践し、ワークスタイルの転換を図る。 ●事業活動における再生可能エネルギー（木質バイオマス、太陽光・熱、水力など）の導入を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ●公共施設の長寿命化や合理的・効率的な維持管理を進め、資源・エネルギーの有効利用を図る。 ●導入可能な再生可能エネルギーの調査、検討、事業化テストを進め、早期実現を推進する。 ●家庭や事業所に対する補助制度やモデル事業（公共施設）の導入によって普及啓発を図る。

【環境指標】

環境指標	現状値	目標値
富良野市全体での電力由来 CO2 排出量 (基準年(1990年)に対する削減割合)	79,382t-CO2/年 (H21年度)	20%削減 (H21年度比、H32年度)
富良野市全体での灯油由来 CO2 排出量 (基準年(1990年)に対する削減割合)	49,337t-CO2/年 (H21年度)	3%削減 (H21年度比、H32年度)
富良野市全体での重油由来 CO2 排出量 (基準年(1990年)に対する削減割合)	20,374t-CO2/年 (H21年度)	41%削減 (H21年度比、H32年度)

詳細な資源・エネルギー対策に関する施策の内容は、「富良野市地球温暖化対策実行計画」に示します。

3.5 活動・協働社会のまちづくり

～活動・協働社会のまちづくり～

⑪ 市民、事業者、市の協働による自主的な活動の推進

良好な環境づくりを推進するにあたっては、市、事業者、市民等が公平な役割分担のもとで、環境に配慮した行動を実践していく必要があります。また、富良野市は豊かな自然環境資源（且つ観光資源）を有するため、これら活動拠点を活かして、観光客や関連団体と協働した取組が必要です。そのため、市、事業者、市民等が参加し、自主的な活動を実践するまちを目指します。

【施策の内容】

●環境団体活動の拡大・強化

- ・ 環境団体活動の普及啓発や支援を進め、人的ネットワークや活動ネットワークの拡大・強化を推進します。

●自然環境資源を活かした多様な主体の参加

- ・ 富良野の豊かな自然環境資源（森林、農地、河川）、観光地、身近に自然と触れ合える空間（公園や緑地）を活かして、市民、事業者、環境団体、観光客など多様な主体が参加できる活動や取組を支援、推進します。

●環境活動の拠点を活かした活動の充実

- ・ 太陽の里ふれあいの森（国有林：遊々の森）、鳥沼公園、市の公有林など既往の環境活動の拠点を活かした環境活動の充実を図ります。

【主体別の取組内容】

市民の取組	事業者の取組	市の取組
<ul style="list-style-type: none"> ● 環境団体活動や市民活動、環境への取組に積極的に参加する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境団体活動や市民活動、環境への取組に積極的に参加する。 ● ISO14001 や、中小企業を対象としたエコアクション 21、北海道環境マネジメントシステムスタンダード【HES】等による環境経営の導入に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民や事業者に対する環境団体活動の周知、普及啓発を図り、活動の拡大・強化を推進する。 ● 富良野の豊かな自然環境資源（森林、農地、河川）、観光地、身近に自然と触れ合える空間（公園や緑地）を活かして、市民、事業者、環境団体、観光客など多様な主体が参加できる活動や取組を支援、推進する。 ● 観光客への観光環境税の導入を検討する。 ● 環境学習拠点（太陽の里ふれあいの森等）の利用を進め、営利目的との仕分けやルール作りを検討し活動拠点の充実を図る。

■ ISO14001（アイエスオー14001）

環境マネジメントシステムに関する規格で、事業者などは、環境管理を実施する際にこの規格を標準的な手法として用いることができます。また、事業者は、この規格に基づいて環境管理を行っていることについて、第三者（審査登録機関）の認証を受けることで、環境に配慮した活動を行っていることを国際的に証明することができます。

■ エコアクション 21

環境省が策定した中小事業者などでも容易に取り組める環境マネジメントシステムのことで、ISO14001 をベースとしつつ、取り組みやすいシステムであるため、簡易版 ISO とも言われています。審査登録費用も ISO14001 より低く設定され、二酸化炭素、廃棄物、水使用量の削減や環境活動レポートの作成・公表が必要事項となります。この取組を行った事業者が、外部の審査を受け、認証を受けることで、環境に配慮した活動を行っている事業者として登録されます。

<http://www.ea21.jp/>

■ 北海道環境マネジメントシステムスタンダード（HES）

国際規格である ISO14001 を基本とし、多くの中小企業や各種団体等、多くの組織が容易に取り組める環境マネジメントシステムとして、社団法人北海道商工会議所連合会が中心となり、経済団体、環境関係団体、行政機関（北海道・札幌市）の協力を得て構築し、より分かり易く、より安価で、より取り組みやすくしたもので、環境保全活動と取り組みと経営の安定を支援するためにつくられた環境規格です。

<http://www.hokkaido.cci.or.jp/hes/>

～活動・協働社会のまちづくり～

⑫幅広い世代への環境教育・環境学習の推進

多様化する環境問題への理解の深化を図るため、家庭、学校、地域、企業や事業所などにおいて、生涯にわたる質の高い環境教育・環境学習を行い、環境施策を実践できる豊かな感性を持った人づくりを目指します。

【施策の内容】

●幅広い世代（幼児～高齢者）への環境教育・環境学習の推進

- ・ 小・中学校がそれぞれ創意工夫した学校での環境教育・環境学習を進めるとともに、幼児教育（幼稚園）や家庭での環境教育・環境学習を推進します。
- ・ 豊かな人生経験を有する高齢者を活用して、世代を繋ぐ環境教育・環境学習を推進します。

●富良野の環境資源を活用した環境教育・環境学習の推進

- ・ 豊かな自然環境資源を基盤とする活動の場（太陽の里ふれあいの森、鳥沼公園や民有林、農地など）を活用した環境教育・環境学習を推進します。
- ・ 東京大学北海道演習林との交流に関する協定により、恵まれた森林資源を活用した森林環境教育に向けて、関係諸機関や市民団体との連携のもと、森林学習プログラムの作成と指導者養成を推進します。

●次世代を担う人材の育成

- ・ 少子高齢化社会に対応した次世代を担う環境教育・環境学習のリーダーの育成と継続的な活動を推進します。

【主体別の取組内容】

市民 の取組	事業者 の取組	市 の取組
<ul style="list-style-type: none"> ● 環境教育・環境学習の場や機会に積極的に参加する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境教育・環境学習の場や機会に積極的に参加する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校や環境団体などと連携して、地域の自然や環境への取組・活動を活用した環境教育・環境活動を推進する。 ● 保育園や幼稚園などと連携して、環境に関する家庭教育や幼児教育（自然とふれあう遊びや散歩、食育による自然の恵み（食材）の体感）を支援する。 ● 観光協会や関連団体などと連携して、観光客が環境学習として富良野の自然や産業と触れ合う活動や機会を提供し支援する。 ● 自然や産業と触れ合うことのできる体験体感学習などの場や機会の充実に努める。 ● 専門的知識を有する人やボランティア、環境団体などと連携して、地域における環境教育・環境学習のリーダーの育成と継続的な活動を支援する。

【環境指標】

環境指標	現状値	目標値
森林学習プログラム参加校	- (H26 年度)	15 校/年 (H32 年度)

～活動・協働社会のまちづくり～

⑬環境情報の共有化

市民、事業者、市等が連携して環境施策を推進していくためには、環境問題に対する関心の喚起、理解の深化を図ることが重要です。現代社会は情報技術の発展に伴い、多種多様な環境情報が提供されていますが、市民が生活し、事業者が事業活動を行う身近な地域の環境情報を共有化することで、環境意識の高いまちを目指します。

【施策の内容】

●環境施策の取組結果等に関する情報提供の充実

- ・市の広報などを用いた従来の情報提供の他、市の総合的な環境情報の発信手段として、環境基本計画の点検結果や進捗状況、市独自の環境情報に関する年次報告を行います。

●多様な情報伝達手段の活用

- ・市の広報などを積極的に活用しつつ、情報格差に留意して多様な情報伝達手段（ホームページ、環境展、フェア、リサイクルセンターでの常設展示）を活用します。
- ・地区・コミュニティ単位での情報提供（回覧板、出前講座、説明会など）や、活動単位（商工会、農業協同組合、観光協会など）での情報提供を行い、きめの細かい効果的な情報の共有化を図ります。

【主体別の取組内容】

市民の取組	事業者の取組	市の取組
<ul style="list-style-type: none"> ●環境情報を積極的に収集し、理解を深めるよう心がける。 ●家族や隣人と情報交換や情報発信を行い、理解の深化や地域交流を深めるように心がける。 	<ul style="list-style-type: none"> ●環境情報を積極的に収集し、理解を深めるよう心がける。 ●市民や他事業者と情報交換や情報発信を行い、理解の深化や地域交流を深めるように心がける。 	<ul style="list-style-type: none"> ●環境施策の取組結果を掲載した年次報告を行う。 ●市の環境状況（環境測定結果等）、市民、事業者、市民団体等の取組事例など、市独自の環境情報を収集し、分かりやすく市民に提供する。 ●多様な情報伝達手段（広報、ホームページ、環境展、フェアなど）を活用する。 ●環境情報の種類に応じて、地区・コミュニティ単位、活動単位毎の提供を行う。

第4章 先導的に進める重点プロジェクト

4.1 重点プロジェクトのねらい

重点プロジェクトは、前節の各施策内容の中から、本市の地域特性、環境の現状・課題などを踏まえて、環境基本計画を推進していく上で、全体をリードしていく施策として、特に重点をおいて取り組んでいくものです。

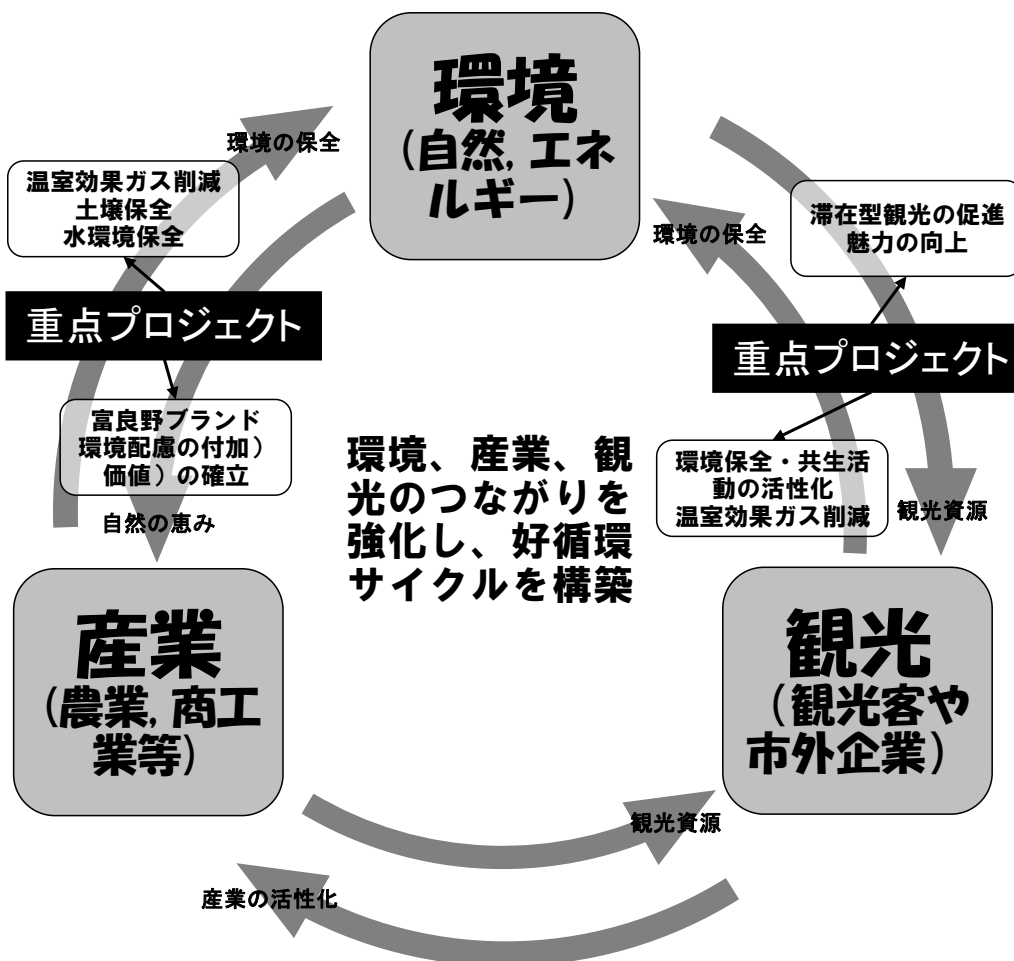
4.2 重点プロジェクトの内容

本市は、雄大で美しい大雪山系十勝岳連峰と夕張山地の山並みや空知川水系の河川などで構成される豊かな自然環境や自然のエネルギーの恩恵を受けて、農業等の基幹産業や市民の営みが育まれ、さらにこれらの森林や農地が保全されることで、観光資源としての魅力的な森林・農村景観が維持されています。

以上のことから、これら富良野の魅力を支える基盤「環境」、「産業」、「観光」のつながりを強化し、好循環サイクルを構築する施策を重点プロジェクトとして位置づけ推進します。

<重点プロジェクト>

環境・産業・観光循環プロジェクト



<重点プロジェクトの内容>

項 目	重点施策の内容
<p>環境と産業 (農業,商工業等) をつなぐ重点プロジェクト</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● クリーン農業の継続・拡大の推進 ● 農作物残渣の有機肥料化の推進 ● 産業における再生可能エネルギー（木質バイオマス、小規模水力発電等）の導入検討 ● 公共施設（学校等）における再生可能エネルギー（太陽光発電、木質ペレットストーブ）のモデル事業の推進 ● 地産地消（メイドインフラノ推進事業）による消費者（観光客や市民等）側からの産業支援の推進 ● 企業のCSR活動としてのカーボンオフセット制度や国内クレジット制度を活用した農業等の活性化 <p>これらの環境施策を推進することで、土壌環境や水環境の保全、温室効果ガスの削減を図るとともに、環境に配慮した付加価値の高い、安全安心な農産物（富良野ブランド）の確立を目指します。</p>
<p>環境と観光 をつなぐ重点プロジェクト</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 観光客や修学旅行生に対する市内の環境活動や取組の紹介、エコツアー、自然体験学習、自然観察会、農業体験への参加の推進 ● イベントでのごみ減量化（ワインぶどう祭りでのリターナブル食器利用等） ● 観光客への観光環境税の導入検討 ● 企業のCSR活動としてのカーボンオフセット（J-VER、北海道カーボンオフセット制度等）による森林づくりの推進 ● 都市緑化の有効活用による景観づくりや温室効果ガス吸収源対策の推進 ● 植樹・育林活動の推進 <p>これらの環境施策を推進することで、環境保全・共生活動の活性化や温室効果ガスの削減を図るとともに、滞在型観光の促進、観光資源としての魅力の向上を目指します。</p>

第5章 計画を進めるために

環境基本計画に掲げる目標の実現、そのための施策の実施を計画的に推進していくためには、計画の推進体制や仕組みなどを整える必要があります。

本章では、計画を円滑に進めるための推進方策について示します。

5.1 計画の推進体制

5.1.1 (仮称)環境基本計画推進会議

庁内において、施策の推進に関する全庁的な組織として庁内関係各課の代表で構成する「(仮称)環境基本計画推進会議」を設置し、環境関連施策の総合調整と計画全体の進行管理を行います。

5.1.2 ふらの市民環境会議

本会議は、本市の環境の保全・創造・改善に向け、市民や事業者等の代表者により構成し、市民や事業者、市の各主体の取り組み状況や様々な環境保全のアイデア等についての意見や提言を行う組織として位置づけます。

5.1.3 環境審議会

市の環境施策の進捗状況や達成状況、市民や事業者の意見は、環境審議会に報告して意見を求め、次年度以降の各取り組みに反映させます。

5.2 計画の進行管理

5.2.1 環境指標・数値目標の設定・点検

計画の取り組みを進めるためには、現在、環境がどのような状態にあるのかを知ることが大切です。そのため、計画では、環境の状況を知るための「ものさし」となる環境指標や、各環境施策の数値目標を設定し、定期的にその達成状況や変化を把握することにより計画を効果的に進めます。

また、この環境指標・数値目標については、計画の進捗段階において必要に応じて見直しや追加をしていきます。

5.2.2 点検結果や進捗状況の報告（年次報告など）

計画の進捗状況、環境指標の達成状況などは、広報等を活用した環境に関する年次報告を行い、広く市民や事業者へ公表します。

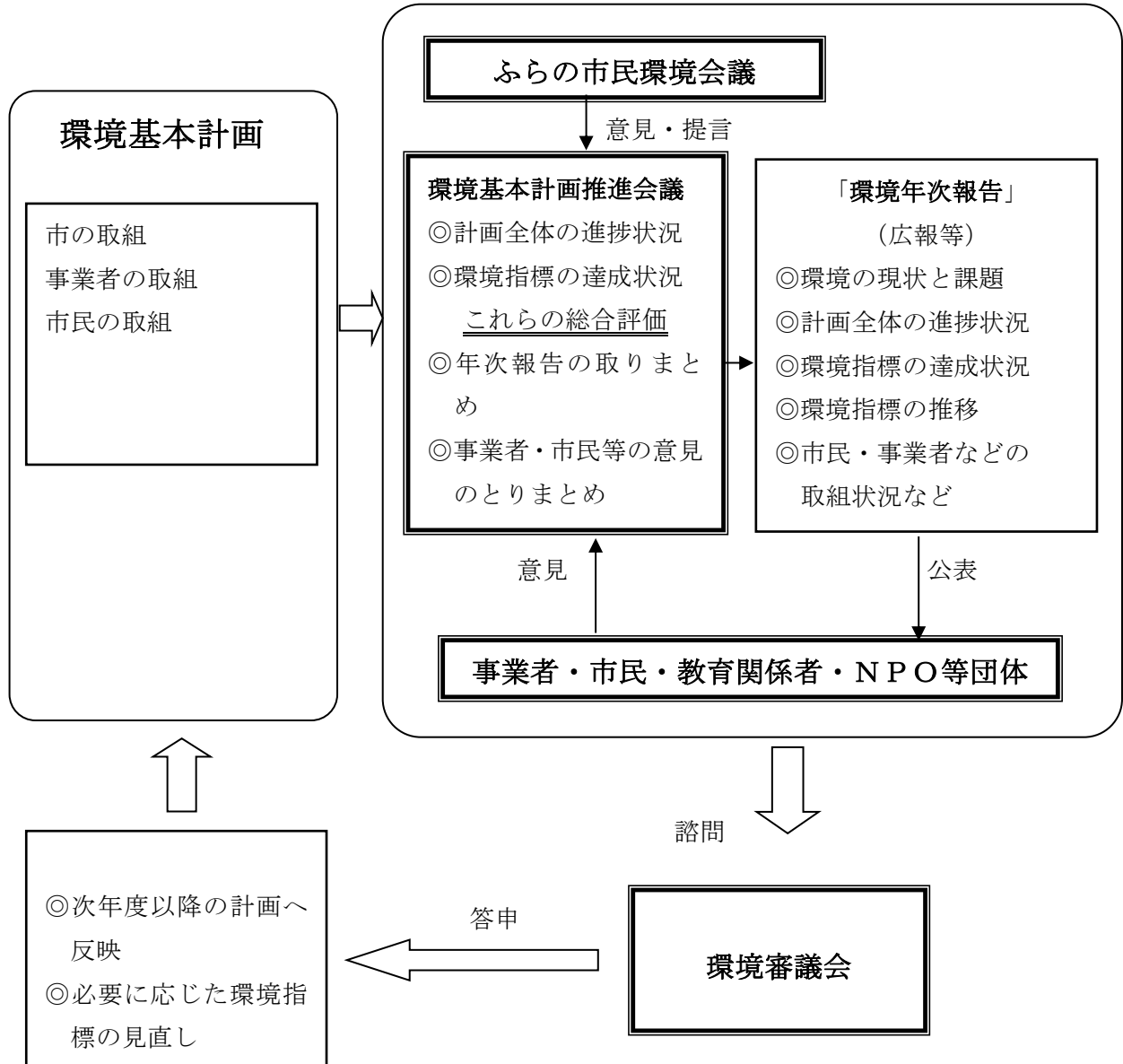
さらに、年次報告等を活用して新たな知見や環境情報などを適宜発信します。

5.2.3 計画の見直し

速やかな対応が必要な新たな課題の発生や、技術革新などに伴う施策の転換などに、柔軟に対応していくため、中間年を目処に計画の見直しを図ります。

5.2.4 財源の確保

市は、計画に掲げる環境施策や関連事業を、市の総合計画の中の実施計画として位置づけ、円滑な推進に向け適切な予算の確保に努めます。



＜環境基本計画の推進体制と進行管理＞